

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬等に関する条例

平成 20 年 8 月 6 日

条例第 7 号

改正 平成 21 年 2 月 12 日 条例第 6 号

改正 平成 21 年 8 月 24 日 条例第 10 号

改正 平成 23 年 2 月 17 日 条例第 3 号

改正 令和 8 年 2 月 25 日 条例第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条第 4 項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員（以下「議員」という。）に対する議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額等)

第 2 条 議員に支給する議員報酬の額は、別表第 1 のとおりとする。

(費用弁償等の支給及びその種類)

第 3 条 議員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類及びその額は、茨城県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 9 号）の規定を準用して算出した額により支給する。

2 議員が招集に応じ、議会、委員会又は全員協議会に出席したときに支給する費用弁償の額は、別表第 2 に規定された額とする。ただし、公用車（茨城県後期高齢者医療広域連合を構成する市町村の公用車を含む。）により出席した場合の費用弁償は、支給しない。

(準用規定)

第 4 条 議員報酬及び費用弁償の支給方法は、一般職の職員の支給方法の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 69 号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、次項の規定による改正前の茨城県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給又は弁償すべき理由が生じた報酬又は費用弁償については、なお従前の例による。

(茨城県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 茨城県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条第5項」を「第203条の2第4項」に改める。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条の見出し及び同条中「実費弁償等」を「費用弁償等」に改める。

別表中

「

議会の議員	議長	日額 7,000円
	副議長	日額 6,000円
	議員	日額 5,000円

」

を削る。

附 則（平成21年条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）の規定により選出された茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬から適用する。

（経過措置）

2 改正前の茨城県後期高齢者医療広域連合規約の規定により選出された茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬等に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年条例第3号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和8年条例第9号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

議会の議員	議長	日額 9,000 円
	副議長	日額 8,500 円
	議員	日額 8,000 円

別表第2（第3条関係）

市 町 村 名	金 額
水戸市、ひたちなか市、那珂市、茨城町、大洗町	1,000 円
城里町、東海村、小美玉市、常陸太田市、常陸大宮市	2,000 円
石岡市、笠間市、鉾田市、日立市	3,000 円
大子町、鹿嶋市、行方市、かすみがうら市、桜川市、土浦市	4,000 円
潮来市、筑西市、高萩市、結城市、北茨城市、阿見町、牛久市、つくば市	5,000 円
神栖市、下妻市、美浦村、八千代町、龍ヶ崎市、取手市、守谷市、常総市、つくばみらい市、稲敷市	6,000 円
河内町、利根町、坂東市	7,000 円
境町、古河市、五霞町	8,000 円